IMES DISCUSSION PAPER SERIES

資産と負債の相殺表示について

あきば けんいち

秋葉 賢一

Discussion Paper No. 99-J-40

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

備考: 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

資産と負債の相殺表示について

_{あきば}けんいち **秋葉 賢一***

要旨

企業会計原則では総額表示の原則を掲げているものの、個別の会計基準では特定の資産と負債を純額で相殺表示することが認められている場合がある。また、企業が特定の資産と負債について法的に相殺する権利を有している場合等においては、相殺表示することが企業の晒されているリスクと将来のキャッシュ・フローをより的確に反映するとの考え方もある。さらに、会計上相殺表示を行うことができれば、企業にとって関心の高い財務比率の向上、とりわけ自己資本比率の向上に関連するため、相殺表示の可否の検討は意義のあることと思われる。本稿ではこのような問題意識から、現状明確な基準のないわが国において相殺表示はいかなる場合に認められるべきかを考察した。

相殺表示の要件を考えるに当たり、まず、資産と負債の相殺表示に関する諸外国の会計基準の動向を概観し、次に、そもそも資産と負債を総額で示す意義は何かを貸借対照表の役割に立ち返り検討した。この結果、私案として、広い意味での純額決済がなされる場合には、 当該純額決済の意図、 有効に純額決済できることが相殺表示の要件になるものと考えられた。特に、後者の内容・程度としては、いつでも純額決済できる必要はないものの倒産法上も有効でなければならず、また、金額の確定できる債務を負っている限り、二当事者の双方債務に限らず三者間以上の関係においても認められるべきものと考えられた。

このような考え方を前提として、具体的に一括清算ネッティング、自己債務の取得、ノンリコースローンを対象に相殺表示の可否について検討したが、いずれの場合も相殺表示することが適当と考えられた。

キーワード:相殺表示、オフバランス化、ネッティング、ノンリコースローン

JEL classification: M41

本稿は、筆者が日本銀行金融研究所に客員研究員として在籍中に取り纏めたものである。本稿の作成に当たっては、山田誠一教授(神戸大学法学部)から貴重な助言を頂いた。

^{*}朝日監査法人(アーサーアンダーセン)公認会計士

目次

I.	はじめに	1
II.	相殺表示の考え方	2
	1 相殺表示と資産・負債の認識との関係 2 相殺表示とオフバランス化の関係	
3	3 相殺表示の方法	3
III.	. 資産と負債の相殺表示に関する会計基準	.4
3	1 米国における扱い	5 6
IV.	貸借対照表における総額表示の意義	10
	1 情報利用者の意思決定への役立ち 2 事後的な利害調整への役立ち	
V.	わが国における今後の考え方	12
2	1 考えうる相殺表示の要件	13
VI.	具体的検討	18
2	1 一括清算ネッティング契約の存在するケース 2 自己の債務を取得したケース	20
VII	L おわりに	23
[\$老 立 献】	25

1. はじめに

金融市場の発展に伴い、金融商品の会計基準については、近年、国際的に議論が高まっている。わが国においても、企業会計審議会が1997年6月6日に中間報告として「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」(以下「論点整理」とする)を示した後、公開草案を経て、1999年1月22日に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「金融商品意見書」とする)を公表した。

「論点整理」においては、具体的論点のひとつとして「金融資産と金融負債の相殺」が掲げられていた。すなわち、特定の金融資産と金融負債について、企業がそれらを法的に相殺する権利を有している場合等においては、当該資産と負債を相殺して純額で表示することが、企業が晒されているリスクと将来のキャッシュ・フローをより的確に反映するとの考え方があることから、総額表示の原則」との関連を考慮しつつ、相殺表示について検討するとしていた。その後、「金融商品意見書」においては、この点につき取り上げられなかったが、日本公認会計士協会会計制度委員会から1999年8月23日に公表された「金融商品に係る実務指針に関する論点整理」(以下「JICPA論点整理」とする)においては相殺表示の条件が示されている。

一方、法的環境として、1998 年 12 月 1 日から「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」(以下「一括清算法」とする)が施行されるとともに、英国銀行協会(BBA)が中心に作成した国際デポジット・ネッティング契約(IDNA)が邦銀間でも締結されるなど、取引当事者間の信用リスクの削減を図るとともに、流動性の向上を期待する動きが見られる。また、後述するように、相殺表示については倒産時における法的扱いも考慮されるが、1997 年 12 月に法制審議会倒産法部会から「倒産法制に関する改正検討事項」が公表され関係各界へ意見照会がなされるなど²、倒産法制に関する議論も高まっている。

このような状況に加え、財務比率の向上、とりわけ自己資本比率の向上についての企業の関心は高い。特に金融機関にとっては、いわゆる BIS 規制や早期是正措置に関連するため、その重要性が一段と増している。この点、会計上、相殺表示を行うことができれば財務比率の向上につながるため、その可否を検討することは企業や金融機関にとって意義のあることと思われる。

本稿ではこのような問題意識から、現在のところ会計上の相殺表示に関する社会 的関心は必ずしも高くはないものの、オンバランス項目の相殺表示はどのように考 えられ、いかなる場合において認められるのかを考察することとする。

_

¹ 企業会計原則 第三 貸借対照表原則 - B 参照。

² 当初は、2001年3月末までに一連の改正法案をまとめて国会に提出できるよう法制審議会倒産法部会に て審議されていたが、中小企業等を対象とする再建型の倒産手続の整備については特に緊急の整備が求め られているとして他の課題と切り離され、法務大臣の指示に基づき、1999年中の法案化を視野に入れて審 議スケジュールが見直された。なお、本件については、1999年8月26日、法制審議会において「民事再 生手続(仮称)に関する要綱」が決定され、法務大臣に対する答申がなされた。

11. 相殺表示の考え方

1 相殺表示と資産・負債の認識との関係

会計上の「相殺表示」(offsetting)とは、特定の資産と負債について貸借対照表上、純額で表示することであり、損益の認識は伴わないものをいう。この相殺表示と資産・負債の認識との関係については、連係説と独立説の2つの見解があるとされる³。連係説は、資産・負債が貸借対照表で表示された場合に認識されたという「認識=表示」とする見解である。従って、記録された資産・負債が貸借対照表上で相殺表示された場合、当該相殺表示の結果、貸借対照表に表示されなかった部分は認識されていないと考える。この見解によると、相殺表示は未認識に関する問題と考えられ、それは資産・負債概念に合致しないと考えられることを前提に会計処理をしている対照勘定処理⁴や評価勘定処理⁵の考え方と同じ意味を持つ。

これに対して独立説は、ある資産・負債を貸借対照表上に総額で表示するか、それとも相殺して純額で表示するかは、資産・負債の認識とは別個の問題であるとする見解である。独立説に立つ場合、相殺表示の対象となる借方項目と貸方項目は資産と負債の概念に合致しているという前提であるから、資産・負債概念に合致しないことを前提としている対照勘定処理や評価勘定処理の考え方とは相容れない。この見解では、認識された資産と負債は貸借対照表上どのように表示されるべきかを考えるにあたり、認識の問題とは別の観点から相殺表示を認めることになる。

2 相殺表示とオフバランス化の関係

相殺表示を「認識の中止」や「消滅の認識」⁶などのいわゆるオフバランス化との関係で整理すれば、連係説は「認識 = 表示」とする見解であるため、相殺表示とオフバランス化は資産・負債が貸借対照表で認識されていないという点で同義のものと位置付ける。これに対し、独立説は「認識 表示」とする見解であるた

3

³ ここでの記述は、佐藤[1991]p40-43 を参照している。

⁴ 特定の一組の勘定科目が一対となって仕訳され、備忘的な記録としての役割を果たし、反対仕訳によって一対の勘定科目は減少し残高がなくなる勘定のこと(「会計学大辞典」p 644)。対照勘定は、もともと資産・負債に概念上合致しない項目が備忘記録として帳簿に記帳されているにすぎず、従って、貸借対照表上には表示されないのが通常と考えられているため、このような対照勘定は特に形式的対照勘定とも呼ばれている。これに対して、従業員預り金と従業員預り金引当預金勘定等のような対照勘定は実質的対照勘定とも呼ばれているが、ここでは対照勘定を形式的対象勘定の意味で用いている。

 $^{^5}$ 本来、独立しては意味内容をもたず、常に対象となるべき主たる勘定の存在を前提として設けられる勘定であり、主たる勘定に対する価値修正的役割を果たすもの(「会計学大辞典」p830)。

 $^{^6}$ 「論点整理」では「オフバランス化」という言葉を用いていたが、米国の財務会計基準書(SFAS)第 125 号においては derecognize という用語を(パラグラフ 5、243 参照)、IAS の討議資料では discontinuing recognition(第 3 章パラグラフ 4.1 参照)という用語を、「金融商品意見書」では「消滅の認識」という言葉を各々用いている。

め、相殺表示とオフバランス化は別個の問題とする。

ただし、オフバランス化は資産の移転または譲渡を伴う取引を対象に資産・負債の認識を中止するか否かにつき適用される考え方であり、一方、相殺表示は資産の移転または譲渡を伴う取引に限らない⁷。従って、オフバランス化と相殺表示は、いずれの説に立脚するにせよ、その適用対象は異なるものと思われる。

なお、近時の会計基準は、相殺表示を認識されている特定の資産と負債について貸借対照表上、純額で表示するものとし、このような損益の認識を伴わない相殺表示は、売却処理や償還処理によって資産または負債を貸借対照表から取り除き譲渡損益を計上するオフバランス化とは異なるものと考えられている⁸。この考え方では、認識と表示を区別しているとの意味で独立説を採っているものと考えられる。

3 相殺表示の方法

前述のように、貸借対照表の相殺表示という場合は、通常、資産負債を純額で表示することを指すが、これは控除過程を表示せず関連項目を純額で示すものであり、いわば「直接的相殺表示」と言うことができる。これに対し、控除過程をそのまま表示しながら関連項目を純額で示す方法は「間接的相殺表示」といえよう 9 。このような「間接的相殺表示」の位置付けについては、相殺表示のひとつとする(従って相殺表示を広義と解する説)か、相殺表示とは別の表示とする(従って相殺表示を狭義と解する説)かが考えられる 10 。

以上見てきたように、相殺表示の方法と連係説や独立説の関係など、相殺表示の位置付けや概念的枠組みの整理は興味深い¹¹。しかし、いかなる立場を採るに

-

[「]資産の移転または譲渡を伴う取引についても、例えばそれが法的な売却であっても会計上、オフバランス化されず担保付借入(金融取引)とされた場合、オンバランスのままの資産を当該借入と相殺表示できるかという問題も二次的には検討できる。

⁸ 例えば米国の場合、会計原則審議会(APB)意見書第10号パラグラフ7や財務会計審議会(FASB)解 釈指針第39号を参照のこと。また、「論点整理」でも、売却処理としての「オフバランス化」と表示とし ての「相殺」を区別していた。

 $^{^9}$ 後述の英国の結合表示は、このような「間接的相殺表示」と考えられる。

¹⁰総額表示の原則は財政規模の明示を要求するが、債権に対する貸倒引当金や固定設備に対する減価償却累計額など貸借対照表についての控除性項目について、その控除過程をそのまま表示するのも総額表示の一種とみられるとの見解もある(嶌村[1989]p284参照)。この場合、総額表示の原則は「間接的相殺表示」を含み、貸借対照表の相殺表示を狭義に解していると考えられる。

¹¹ 例えば、「間接的相殺表示」は評価勘定処理(注5参照)と類似するが、連係説では相殺表示を評価勘定処理と同じ意味合いのものと捉えるから、「間接的相殺表示」の方法も相殺表示のひとつと考えることになろう。これに対し独立説は、「間接的相殺表示」の対象になった借方項目と貸方項目は資産と負債の概念に合致しており評価勘定処理とは相容れないものと考えたうえで、さらに「間接的相殺表示」と相殺表示は別の表示方法であると考えることとなろう。このように理解すれば、広義説は連係説と結びつき、

せよ、その具体的な運用については操作上の曖昧性が残るものと思われる¹²。また、しばしば会計においては、その処理対象となる取引の形式より実質を重視すべきと言われるが、相殺表示に関してはその概念的枠組みだけでは何をもって実質とみるのかが必ずしも明確ではない¹³。従って、相殺表示を全く認めないというのであればともかく、一定の場合には相殺表示が認められるとするのであれば、こうした不透明性を除去するためにその要件を明確に示すことが大切であろう。そこで、以下では、まず、資産と負債の相殺表示に関する諸外国の会計基準の動向を概観し、次にそもそも資産と負債を総額で示す意義は何かを貸借対照表の役割に立ち返り検討する。その上で、日本における相殺表示の要件に関する今後の考え方を提示するとともに、いくつかの具体例について相殺表示の可否を検討することとする。

111. 資産と負債の相殺表示に関する会計基準

1 米国における扱い

米国における資産負債の相殺表示に関する会計基準としては、まず、1966 年 12 月に公表されている会計原則審議会(APB)意見書第 10 号「各種の意見」があり、この解釈指針として財務会計審議会解釈指針(FIN)第 39 号「特定の契約に関する金額の相殺」が 1992 年 3 月に公表されている¹⁴。

(1) 一般原則

APB 意見書第 10 号のパラグラフ 7 では、相殺の権利 (right of setoff) が存在する場合を除き、貸借対照表上、資産と負債の相殺表示は適当でないとしている。ここで相殺の権利とは、債務者が他方当事者に対して負っている債務の全部または一部を、他方当事者が債務者に対して負っている債務額だけ消滅させることができる、契約等に基づく債務者の法律上の権利であるとし、以下のすべての要件が満たされた場合にのみ相殺の権利が存在するとされている (FIN 第 39 号パラグラフ 5)。

- (4) 二当事者の双方が他方に対して確定できる金額の債務を負っていること
- (D) 報告当事者が自己の債務額と他方当事者の債務額とを相殺できる権利を 有していること
- (川) 報告当事者が相殺の意図を有していること15
- (二) 相殺の権利は法律上強行できるものであること

狭義説は独立説と結びつく。

 12 資産・負債の定義や認識の問題においても同様の指摘がなされている(例えば、 高須[1994]p26 参照)。

¹³ オフバランス化に関する同様の指摘については田中[1991]p17-18 参照。

¹⁴ FIN 第 39 号により、それまで相殺権を規定していた FASB TB 第 88-11 号は廃止されている。

¹⁵ ここでは、現在相殺する意図を有していること(狭義の相殺の意図)を指しており、将来のある時点で相殺する意図は含んでいないと解せられる。なお、考え方としては、相殺の意図をそこまで厳密に区別せず、将来のある時点で相殺する意図をも含めた広い意味で捉えることもあり得る。

但し、このような相殺の権利が存在する場合に、相殺表示が強制されるということではなく許容されるとされている(パラグラフ5)。

(2) デリバティブ取引に対する適用 (FIN 第 39 号パラグラフ 10)

上記の要件を満たさないかぎり、損失の生じている契約の公正価値と利益の 生じている契約の公正価値も相殺表示してはならず、また相殺の権利が存在し ないかぎり、発生した未収収益と未払費用とを相殺表示してはならないとされ ている(パラグラフ8)。

しかしながら、上記(ハ)の条件(報告当事者が狭義の相殺の意図を有していること)にかかわらず、マスター・ネッティング・アグリーメントの下に同一の相手方との間における先物、金利スワップ、通貨スワップ、オプションその他の条件付あるいは交換契約に関して認識された公正価値は例外的に相殺表示できるとしている¹⁶。但し、報告当事者は相殺表示するか否かについて、その方針を継続的に適用しなければならないとしている。

2 英国における扱い

(1) 一般原則

1994年4月に公表された会計基準審議会(Accounting Standards Board)財務報告基準(FRS)第5号「取引の実質の報告」では、原則として資産と負債とを相殺表示すべきではないが、以下の条件を満たした場合には、その借方項目と貸方項目は独立した資産・負債でないため、1つの項目とすべきとしている(パラグラフ29)。

- (イ) 報告当事者と他方当事者が互いに同一通貨建または同一ではないが自由に交換可能な通貨建で確定できる金額の債務を負っていること。
- (I) 報告当事者は、ネットでの精算を要求できること。これには、他方当事者がデフォルトに陥った場合にだけネットで精算できるような条件付の権利も考慮されるべきである。
- (川) 報告当事者がネットでの精算を要求できることに疑いがないこと。この ためには、債権の弁済期が自己の債務の弁済期以前であることや、相手 方の倒産の場合にもネットでの精算を求めることができる必要がある。

このように、英国の基準では、相殺が倒産法上も有効であることを明確に要求している。

(2) 結合表示

英国の会計基準では、重要なリスク・経済価値が移転されない限り、資産のオフバランス化(認識の中止)は認められず、そうした場合には貸借対照表上、借入が認識される。但し、リスクが限定されるような一定の条件を満たす場合

¹⁶ 一方、レポ取引から生じた債権債務は、FIN 第 41 号により、マスター・ネッティング・アグリーメントの下で同一の相手方との間において生じ、同一日に同一口座による決済が定められているなど一定の条件を満たす場合には、相殺することができるとされている。

 17 、英国では対象資産の総額を表示し当該借入のうち他の資産からの返済不要額 (non-returnable amounts)をそこから控除する形式で貸借対照表上において表示する結合表示 (linked presentation) が認められている。こうした結合表示は、結果として報告当事者の資産を純額で表示することになるが、資産負債の相殺表示を構成するものではないとされている (FRS 第 5 号 パラグラフ91)。

例えば、事業体が債権 100 を譲渡し、いかなる状況、形態によっても返済不要の現金 90 を受け取り、残りの 10 への権利(実際の収入額は原債務者の支払パフォーマンスに依拠する)を留保する場合、結合表示は対象資産の総額表示によって将来的キャッシュフローに関する情報を提供すると同時に、調達資金控除後の純額表示によって事業体の損失の最大限度額(同時に残余持分の範囲)を明らかにする(パラグラフ 79,80)。

借入と関連する債権

差引:他の資産からの返済不要額 (90)

10

100

3 国際会計基準 (IAS) における扱い

(1) 一般原則

IAS 第1号「財務諸表の表示」でも、IAS の他の基準により要求または許容される場合以外は相殺表示を行ってはならないとし、総額によって資産、負債を表示することを原則としている(パラグラフ33)。このように、貸借対照表において、資産、負債を総額で表示することが要請されるのは、資産、負債の相殺表示がみだりに行われると、財務諸表の利用者が取引を理解し、企業の将来キャッシュフローを評価することが困難になるからとされている(パラグラ

借入は対象資産のみに関連し、事業体の他の資産ではなく対象資産によってのみ保全されていること。 資金提供者は事業体の他の資産に対して、明示であれ黙示であれ、いかなるリコースも持たず、事業 体は支払い義務を負わないこと。

事業体の取締役は資金提供者の損失を負担する義務も意思もない旨を、結合表示を用いるすべての財 務諸表上において明確に述べること。

資金提供者が対象資産から生じる資金によってのみ返済がなされ、その他のリコースを請求しないことに書面で同意していること。更に、そのような同意が、結合表示の行われているすべての財務諸表に注記されていること。

対象資産から生じる資金が資金提供者に支払うのに不十分となっても、事業体のデフォルト事由にならないこと。

事業体が当該借入の返済上、対象資産を保持する権利義務、または、いつでも再取得する権利義務を 有する旨の条項がないこと。

 $^{^{17}}$ 結合表示が認められるための条件は、以下の 6 つである(パラグラフ 2 7)。

フ35)。

(2) 金融商品の場合

以上のような原則に対し、金融商品の開示について規定した IAS 第 32 号「金融商品 開示および表示」では、次のような状況が存在する場合には、金融資産と金融負債を相殺表示し、貸借対照表上は純額で表示しなければならないとして、相殺表示が強制されている(パラグラフ 33)。

- (4) 企業が、認識された資産負債を相殺する法的権利を有していること
- (I) 企業が、純額で決済するか、あるいは資産の回収と債務の決済を同時に 実行する意思を有していること

このように、金融商品につき、一定の場合に相殺表示が強制されているのは、複数の金融商品に関して、企業が単一の純額での受取または支払いを行う権利を有し、かつ、それを実行する意図をもつ場合には、企業は実質的に単一の金融資産、金融負債をもっているのと同じとみることができるとの考えに基づく(パラグラフ34)。また、マスター・ネッティング・アグリーメントがあれば、同一の相手方との間におけるすべての金融商品は相殺表示できるとされている(パラグラフ41)。

4 わが国における扱い

(1) 一般原則

企業会計原則においては、「資産、負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は及び資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない」(第三 貸借対照表原則 — B)という総額表示の原則を掲げている。これは、企業の財政状態の明瞭表示を要求するものとされ、従って、例えば売掛金と買掛金とを相殺し残額を表示することは企業間信用の度合いを隠すことになるため適当ではないとされている¹⁸。

(2) 個別基準により相殺表示が認められる場合

上記のような一般原則とは別に、個別の会計基準により特定の領域においては一定の資産と負債を相殺表示することが認められている。その例として、ここでは退職給付に関する会計処理、税効果会計に関する会計処理、特定取引に関する会計処理を取り上げる。

イ. 退職給付に関する会計処理

確定給付型の年金制度における事業主の会計問題を考える際、年金資産と 年金債務の計上の可否については、以下のような考え方があると言われてい る¹⁹。

(1) 事業主の債務は年金基金に対するものであり、当該債務は年金基金への

-

¹⁸ 例えば、武田[1995]p407 参照。

¹⁹ これらの見解については、COFRI[1997]p123-132、黒川[1997]p44 参照。

年金資産の拠出によって消滅する。すなわち、基金へ拠出された年金資産は事業主の資産ではなく、また、事業主の債務は基金への拠出により 消滅しているから、年金資産・債務のいずれも事業主の貸借対照表上、 認識されない。

- (I) 事業主の債務は従業員に対するものであり、年金資産はそのための財源として積み立てられる事業主の資産である。すなわち、従業員に年金が給付されるまで事業主は年金債務を負い、年金資産を有する。この場合、事業主の貸借対照表上、年金資産と年金債務の両者を総額で表示するのか、両者を相殺して表示するのかは別途問題となる。
- (N) 事業主の債務は従業員に対するものであるが、それは年金基金への拠出 によって、拠出された年金資産とこれに見合う債務の認識が中止される。

わが国のこれまでの会計実務では、上記(イ)の考え方が採られ、米国では上記(I) の考え方が採られているものと思われる。但し、米国の場合、年金に係わる当該相殺表示は理論的・整合的に説明されているというよりも、伝統的な会計実務では相殺表示がとられてきたため総額での表示は余りにもこれまでの処理からかけ離れているという、実務的な理由によるものとされている²⁰。従って、このような処理は例外と考えられ、類似の仕組みについて相殺表示が認められるためには、相殺表示の一般基準を満たす必要があると考えられる²¹。

一方、わが国では、1998 年 6 月 16 日に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下、「退職給付意見書」とする。)によると、今後は、退職給付債務から年金資産の額を差し引いた(「退職給付意見書」四 4 参照。)あるいは控除した(「退職給付意見書」基準二 1 参照)額を退職給付に係る引当金として計上する(「退職給付意見書」四 1 参照)としている。このように、「退職給付意見書」では、年金債務・資産の認識に関する問題を相殺表示や認識の中止の問題として捉えるのではなく、そもそも必要額を直接的に負債として計上するものとして考えており、(イ)-(//)のいずれとも異なる見解に立つものと考えられる²²。

ロ. 税効果会計に関する会計処理

税効果会計の適用により、流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示することとされている(「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年10月30日)会計基準 第三の2)。これも個別の会計基準により資

²⁰ 例えば、SFAS87 パラグラフ 84-87 参照。

²¹ 例えば、FIN39 パラグラフ 50 参照。

 $^{^{22}}$ このような考え方は、事業主が年金資産について何ら法的権利を有さない点と整合的であると考えられる(この点については、古市[1999]p11、22 参照)。

産と負債の相殺表示が認められている例と考えられるが、その理由は必ずしも明確ではない。同「意見書」では「異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、原則として相殺してはならない」としていることから、同一の納税主体に対する資産と負債であることをもって相殺表示が認められているものと推測される²³。

N. 特定取引に関する会計処理²⁴

特定取引勘定設置銀行においては、特定取引は公正価値で資産・負債計上するが、その計上は取引1件ごとに行い(取引1件ごとに公正価値を求め、公正価値が正なら資産、負なら負債に計上する)、原則として、他の取引から発生した資産・負債との相殺表示は行わないとされている。このように、特定取引についても総額表示を原則とするが、デリバティブ取引等において「法的に有効な相殺契約」を締結している相手先との取引については、みなし決済の結果生じる利益相当額および損失相当額につき、期末時に商品種類が異なっていても取引先ごとに相殺のうえ、その残額をもって表示することができるとされている。ここで「法的に有効な相殺契約」とは、具体的にはBIS 自己資本比率規制において有効とされる相殺契約(ISDA等)が該当するとされている。

(3) JICPA 論点整理の考え方

JICPA 論点整理では、以下のような相殺表示の条件が示されている(パラグラフ 91 参照)。

- イ. 同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務であること
- □. 相殺が法的に有効で、会社が相殺する能力を有すること
- N. 会社が相殺して決済する意思があること

ただし、デリバティブ取引については、法的に有効なマスターネッティング契約 (1つの契約について決済不履行を起こした場合に、契約がカバーするすべての未 決済デリバティブについて、単一通貨の純額で即時に決済することとする契約)を 有する場合には相殺可能とするとされている。

(4) 商法上の考え方

商法学上の通説的な見解によれば、債権債務が事実上等価値と認められるために相殺表示がなされている場合として、以下が挙げられている 25 。

4. 双務契約

(4) 双務契約上の債権債務であって当事者のいずれもが履行に着手してい ない(双方未履行双務契約)場合²⁶

²³ 米国の場合についても同様の考え方が採られている(SFAS 第 109 号パラグラフ 42 参照)。

²⁴ ここでの記述は、『銀行の時価会計の実務』p186-189 を参照している。

²⁵ 弥永[1998a]p107-108 参照。

²⁶ なお、双方未履行双務契約として、しばしばリース取引が例示されるが、平成7年4月 14 日の最高裁判決は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リース物件の引渡しをしたリー

(I) 双務契約上の債務と債権が同価値をもって対立する場合(たとえば雇傭契約上の労務給付義務のような継続的な物品または労務の提供義務)

1. 条件付債務

計算書類規則 32 条は、負債の部に計上しない場合には、保証債務、手形遡及債務などを注記することを求めているため、これらの債務が負債の部に計上されない場合がありうることを前提としていると考えられる。これらを会計学上は、債務発生の蓋然性が高くないため当該偶発債務は負債ではないと説明する場合が多い。但し、商法上は、条件付債務も法的債務であるため貸借対照表の負債の部に計上されるべきであるが、それが計上されていないのは求償権と相殺表示がなされてきたからと解すべきと考えられている。このような解釈によれば、当該債務の履行が債権発生の条件となっているなど債権と債務との間に密接な関連性がある時には相殺表示が認められるということになる。

IV. 貸借対照表における総額表示の意義

そもそも資産負債に関する情報は、なぜ貸借対照表上の数値として公表される必要があるのであろうか。「総額表示の原則」を掲げていても、個別の会計基準により特定の領域においては一定の資産と負債の相殺表示が認められており、なぜ総額表示が要請されるのかは必ずしも明確ではない。従って、資産と負債を総額で示す意義を考えるにあたって、ここではまず、企業会計の目的との関係から貸借対照表の役割という基本的課題に立ち返り検討することとする。

一般に企業会計情報の利用目的には、情報利用者の意思決定への役立ちという事前の面と、企業を巡る利害調整という事後の面があるとされている²⁷。以下ではまず、このような利用目的別に整理する。

1 情報利用者の意思決定への役立ち

企業会計の利用目的の1つとして、現在および将来の投資家、債権者等の情報利用者が意思決定を行うのに有用な情報を提供することが挙げられる²⁸。米国の財務会計概念書(SFAC)第5号では、財務報告として企業情報を提供する財務諸表のうち貸借対照表は、一定時点における企業の資産、負債および持分に関する情報ならびにそれらの相互関係に関する情報を提供するとしている。また、貸借対照表は、本来、企業価値を示すことを目的としていないものの、他の財務諸

ス業者は、ユーザーに対してリース料の支払債務と牽連関係に立つ未履行債務を負担していないというべきであるとして、期日未到来のリース料債権が会社更生法 103 条にいう双方未履行双務契約に基づく債権ではないと判示している。

²⁷ 斉藤[1998]p3-5参照。

²⁸ 例えば、 SFAC第1号パラグラフ35参照。

表あるいはその他の情報とともに用いられるならば、企業価値の予測を行おうとしている者にとって有用な情報を提供するとされている²⁹。

ここで、当該資産負債がいずれネットアウトされることが確実なのであれば、 貸借対照表上も相殺表示する方が、企業の晒されているリスクと将来のキャッシュフローを見積もるのに有益な情報を提供すると考えられよう。例えば、会計情報の利用者として想定している株式投資家の最終的な関心は、投資対象である株式の収益性(株式投資のリスクとリターン)の予測と考えられている。そして、その予測には株式を発行している企業の価値の変動の予測が役立つものと仮定されている。企業価値はその企業が生み出す将来キャッシュフローの分布によって決まると考えられるため、この予測に役立つ会計情報は株式投資家の意思決定にとって有用なものになると考えられる。もちろん、現実の株式投資家が株式の収益性をこのような形で判断しているとは限らないが、通常、株式投資家は上記のような判断に基づいて意思決定を行っていると仮定されている30。

また、こうした情報は、株式投資家に比べ、債権者にとってより必要とされているものと考えられる。これは、債権者にとっては自己資本比率が意思決定の重要な指標と考えられることによる。すなわち、満期時点 m において債権者が享受できる価値は、企業の総資産価値 Am と負債の額面総額 L のいずれか小さい額であり、そのペイオフは、Am が L を下回った時に減少する。ここで現時点 t における自己資本比率 (At - L)/At の減少は負債の額面総額 L の償還不能リスクを増大させると考えられるため、資産負債情報は債権者の意思決定にとって有用であるものと想定される。

2 事後的な利害調整への役立ち

会計情報は、いわゆるアカウンタビリティの遂行や債務契約、報酬契約等との関係で、企業の活動や状態を測定したものとして用いられることにより、利害調整に役立っている。これは、企業の活動や状態を評価する主体(例えば株主)が、評価の対象となる企業活動を直接観察できないことから、利益や純資産等の会計情報を企業の活動や状態の代理変数として用いるためと考えられる。伝統的に会計情報の利害調整への役立ちは、経営者の資金の受託責任が当初受託資金の回収の可否およびその程度を会計情報として把握し報告することにより解除されると

_

²⁹ もっとも、貸借対照表は企業の将来キャッシュフローの推定に役立つであろうと理解はされているものの、必ずしもそれらの必要性や有用性が積極的に論証・説明されているわけではない点には留意する必要がある。また、資産負債情報が利用者の意思決定に有用であるとしても、その情報を提供するためには注記や補足情報を含むその他の方法で市場に伝達すれればよく、必ずしも貸借対照表上の数値として公表する必要はないとの考え方もあろう(例えば、田中[1991]p12-13、太田[1996]p165、古賀[1996]p83 参照)。貸借対照表がどのような情報利用者のどのような意思決定に役立っているかは実証分析を積み重ねる必要があろう。

³⁰例えば、大日方[1996]p.107-108 参照。

いうアカウンタビリティの遂行という観点から説明されてきた。

また、会計情報の提供はエージェンシーコストの削減に役立つため利害調整機能があると考えられる³¹。例えば、社債契約に配当制限条項を設ける場合(債務契約)や利益ないしは株価に連動する報酬制度を設ける場合(報酬契約)において、会計情報は当該契約に組み込まれることにより利害関係者と経営者間における種々の契約の効率的な締結・履行に貢献すると考えられている。さらに、会計情報は法人課税、自己資本規制、補助金や料金規制等の産業政策、配当可能限度額の算定にも用いられるが、これも規制や監視コストを削減し関係者の利害調整に寄与するものと考えられる。このような事後的な利害調整は、通常、財務諸表上の数値を用いて行われるため、この観点からの貸借対照表への影響にも留意する必要がある³²。

ここで、貸借対照表上の数値を用いた利害調整において、より重要視される利害関係者は、財務制限条項や自己資本規制などの関連で見られるように債権者であると考えられる³³。債権者にとって重要なことは、報告企業に対する債権が希薄化しないよう財政状態が維持されていることである。この点、関連する資産・負債が純額で決済できるということは、もともと他の債権者との関係では当該債務の優先的な弁済がなされうることを意味するから、資産と負債の相殺表示を認めることが少なくとも他の債権者の保護を欠くということにはならず、むしろ、当該債務の優先的な弁済を強調すれば相殺表示されることが関係者間の利害調整を図るものと考えられよう。このように、純額での決済の確実性をもって資産と負債の相殺表示を認めることは、事後的な利害調整の観点からも望ましいと考えられる。

V. わが国における今後の考え方

1 考えうる相殺表示の要件

.4 で見たように、わが国の企業会計原則では総額表示の原則が掲げられているが、いかなる場合でも総額表示しか認められないというわけではなく、個別の会計基準では、関連する資産と負債の相殺表示を認めている場合もある。そうした相殺表示が例外的に認められる背景には、当該資産・負債が、報告企業によっていずれは純額決済³⁴されることが確実であるといった理由があるように考え

³¹ 須田[1994]p9-18参照。

³² このように現状は契約等に貸借対照表の数値を利用するケースが多いが、これらの利害調整が注記や補足情報を含むその他の方法で示された情報も用いて行われれば、貸借対照表で示す必要はなくなる。

³³ 当然のことながら、利害関係者は債権者に限られず、また、最も重要視されるべき利害関係者も債権者に限られないかもしれないが、債権者は、資産負債の相殺表示に関して、株式投資家よりは少なくとも重要視されるべき利害関係者と考えられる。

³⁴本稿では以下、一定の資産を一定の債務の弁済に充てることで当該資産に対する権利を失うがその分だ

られる。すなわち、 . で見たように、報告企業によっていずれ純額決済されることが確実である資産負債については、純額で表示することが、かえって企業の晒されているリスクと将来のキャッシュフローの見積もりに有益な情報を提供すると考えられる。また、純額決済されることが確実であるということは、他の債権者との関係で当該債務の優先的な弁済を意味するため、事後的な利害調整の観点からも支持されよう。

. で見た諸外国における相殺表示の要件として報告当事者の相殺の意図や相殺の権利 (right of setoff) の存在等が掲げられているのも、そうした要件を満たす場合には、いずれは当該資産負債が純額決済されることが確実であるからとの判断に基づくものと考えられる。また、日本でも、交互計算契約が締結されている場合には相殺表示が認められることに争いがないようである³⁵。このように考えると、報告当事者によって当該資産負債がいずれ純額決済されることが確実である場合には、相殺表示が認められるということができよう。この際、純額決済が確実であるためには、報告当事者が純額決済の意図を有すること³⁶、当該純額決済が有効になされうること、が必要であり、これらが相殺表示のための要件と考えられる³²。以下では、それぞれの具体的内容につき、より詳しく検討する。

2 報告当事者が純額決済の意図を有していること

相殺表示の要件として報告当事者の意図を要件とすることについては、客観性の観点から懸念が生じることも考えられる。しかしながら、たとえ当該資産負債につき純額決済が可能であっても、報告当事者にその意図がなければ、それらを相殺表示することは、かえって当該企業の晒されているリスクや将来のキャッシ

け当該債務を消滅させることのできる行為を、広く「純額決済」と呼ぶ。

³⁵ 弥永[1995]p94-95、[1998a]p108 参照。なお、交互計算には、一定の期間内の取引より生ずる債権債務の総額につき相殺をしその残額を支払うべき契約(商法 529 条)とする「古典的交互計算」と、期間経過後に一括決済されるのではなく、個々の取引が行われるごとに継続的に決済されて、その時々に残高債権が発生する「段階交互計算」があるとされる(前田[1980]p168-170 参照)。

交互計算に組み入れられた個々の債権は、交互計算期間中にその独立性を失うから、これを行使したり、譲渡・質入したりすることができず、また時効も進行せず、さらにこれに対する第三者の差押の効力も認められないと解される。また、相互の信用を基調とする交互計算契約の当然の結果として、各当事者はいつでも交互計算契約を解除することができ(商法 534 条)、契約終了時には交互計算期間終了時と同じように残額債権が発生する。破産手続または会社更生手続が開始されたときも同様に交互計算契約が終了し、残額債権は破産債権または更生債権として取り扱われる(破産法 66 条、会社更生法 107 条)。

³⁶ ここでは、現在のみならず、将来のある時点で相殺する意図も含んだ広い意味での「相殺の意図」を考えている(注15参照)。

37 なお、このような要件を満たし、貸借対照表上、資産と負債の相殺表示が認められる場合であっても、何らかの理由で資産および負債の総額が財務諸表利用者の意思決定にとって重要である場合には、注記による開示によって補うことも考えられる。

ュフローを的確に表わすことにならず適切ではない。したがって、報告当事者に 純額決済の意図があることは、相殺表示のための要件と考えられる。客観性という点について言えば、例えばヘッジ会計の要件としてもヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであるか否かが文書化等により認められればよいとされている³⁸ことから、同程度の問題として弊害はないものと考えられる。なお、相 殺予約契約やネッティングに関するマスターアグリーメント等(後述参照)が取り交わされている場合には、報告当事者に少なくとも将来には純額決済の意図があるものと解されよう。

3 報告当事者が有効に純額決済できること

前述のとおり、相殺表示が認められるために必要と考えられる「有効に純額決済ができる場合」とは、必ずしも法的な相殺権を意味するわけではないが、純額決済の確実性を確認するために、まず、法律上有効に相殺できる場合を考察する。次に、会計上相殺表示が認められるための「有効な純額決済ができる」とはどのような場合を考えることができるのかを前述した貸借対照表の役割も踏まえ検討する。

(1) 相殺権

報告当事者が法律上有効に純額決済できる場合の典型例としては、実体法上の相殺権が行使可能な場合が考えられる。実体法上の相殺権としては、 民法上の相殺適状を満たすことで認められるもの(法定相殺)と、 相殺契約によるもの(約定相殺)がある。

法定相殺とは、二者が相互に同じ種類の債務を負っており、双方の債務とも 弁済期が来ている時にどちらか一方の当事者の意思表示で対等の額の範囲で自 らの債務を消滅させることをいう。この場合に、一方が相殺の意思表示をした 時に相手方に対する債権を「自働債権」、相手方の債権を「受働債権」という。 報告当事者が自己の債務額と他方当事者の債務額とを相殺するためには「相殺 適状」であることが必要であり、そのためには以下の要件が備わっている必要 がある(民法 505 条 1 項)。

二当事者間に相対立する債権が存在すること。

両債権が同じ種類の目的をもつこと。

両債権ともに、弁済期が来ていること。

債権の性質が相殺を許すものであること(自働債権に対して抗弁権が付着していたり、相殺禁止特約が付いていないこと等を含む)

一方、相殺契約による場合(約定相殺)には法定相殺のように相殺適状である必要はなく、法律上、相殺が禁止されるもの(例えば不法行為による損害賠償請求権 < 民法 509 条 >)でなければ、当事者間の合意により、相対立した債権債務を対等額において消滅させることができる。なお、契約によって、将来

^{38 「}金融商品意見書」基準第五 三1参照。

の一定の事由が発生したときに相殺(差引計算)できる旨を合意すること(相 殺予約)も可能である。相殺予約の形態としては、一般に、 将来一定の事由 が生じたときには当事者の一方が相殺予約完結の意思表示をして相殺の効力を 生ぜしめるもの、 一定の事由が発生したときには、当然に相殺の効力が生じ るとするもの(停止条件付相殺予約)、 一定の事由の発生によって自働債権 の弁済期が到来し、受働債権については期限の利益を放棄して相殺しうるとす るもの、があるとされている。

(2) 相殺表示の要件としての「有効に純額決済できる場合」の内容

イ. 検討点

報告当事者が(1)のような実体法上の相殺権を行使可能な状態、すなわち、相殺適状に達しているか、相殺契約に基づく相殺権を有している場合には、もう 1 つの相殺表示の要件である相殺の意図がある以上、将来有効に純額決済される可能性が極めて高いことから、相殺表示を認めても問題ないと考えられる。これに対して、相殺権を有するとしても、その行使が制限されているような場合(相殺予約の場合や相殺禁止特約が付いている場合等)や、倒産法上は有効性が否定されてしまうようなものについても、相殺表示が認められるかどうかは検討の余地があろう。具体的には以下の点が問題となる。

(イ) 純額決済できるタイミング

報告当事者が実体法上の相殺権を有する場合において、会計上、相殺表示が認められるためには、当事者がいつでも相殺権を行使することができる必要があるのか、換言すれば、一定の事由が発生した場合にのみ相殺権を行使しうるとの特約がある場合にも相殺表示を認めうるか。特に、倒産を含むデフォルト時にのみ純額決済できる場合の扱いが問題となる

(ロ) 倒産法上の有効性

次に、上記のような実体法上の相殺権が倒産法上も有効であることが必要かが問題になる。清算型倒産手続においては倒産した債務者の財産関係を一定の時期を基準として全て清算する必要があるため、民法の規定を修正し広く担保的機能を認める(破産法 99 条ないし 103 条) 39。一方、再建型倒産手続においては、倒産した債務者の再建を前提にした手続が進められるので、相殺権の優先的な取扱いを無制限に認めると債務者の再建計画の遂行を脆弱にするおそれもある。そこで、会社更生法は、破産法とは別

-

³⁹ 判例(最判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 巻 6 号 587 頁)は、相殺適状にある限り、自働債権と受働債権の履行期前後を問わず、受働債権の差押え後においても相殺できるとしている。また、本判決は、受働債権の差押えの申立を自働債権の期限の利益喪失事由とした特約の差押債権者に対する有効性を認めた。このような期限の利益喪失特約条項を管財人に対抗できるかという問題があるが、破産の場合には期限付債権を相殺の対象とできる(破産法 99 条)と定めていることから、かかる特約は管財人に対しても有効とされており、また、会社更生の場合についても、反対説はあるものの、前述の昭和 45 年判例の論理から管財人に対しても有効と解されている。

に、更生債権者の相殺権の行使とその制限について規定すると同時に更生 担保権者が債務を負担する場合についても更生債権者と同様に相殺権の行 使とその制限を規定している(会社更生法 162 条)⁴⁰。

この点、 一般に会計上は通常の営業過程において発生が考えられる事象を反映すべきであり、倒産の可能性がほとんどない時に倒産法上の有効性を考慮することは適当ではないこと、 倒産における効力を検討することは法的な判断を伴い困難であることが予想されること、等を理由に、相殺表示の要件としての「有効な純額決済ができること」の「有効性」には倒産法上の有効性までは不要であるとの見解がある。米国基準では、このような観点から、倒産時の絶対的な有効性までを要求していないと考えられる(FIN39 パラグラフ 48 参照)。

これに対して、純額決済は、簡便な決済方法であると同時に担保的機能を持つが、それは倒産状態においてこそ最もその機能の発揮が期待されることを考えると、法律上、有効に純額決済できる権利があるというためには倒産法上も有効なものでなければならないとする。英国基準では、このような観点から倒産時の有効性を明確に要求しているものと考えられる(FRS5パラグラフ 29(c)参照)。

(ハ) 双方債務の存在

上述のように、法定相殺が認められるためには、二当事者間に相対立する債権が存在することが必要である。また前述した米国や英国、IAS の場合にもこれらの要件が掲げられている。従って、相殺表示が認められる取引形態は法的に相殺が認められる場合と同じでなければならないと限定的に考えれば、対象資産と負債の帰属が同じ相手先でない場合には相殺表示は認められないということになる。なお、約定相殺の場合は、当事者の一方が第三者に対して有する債権をもって相手方に対して負う債務と相殺することも、当事者双方および第三者間の三面契約をもってすれば可能とされているが、そうした三面契約がない場合には同様の問題が生じる。

0. 私案

このように、「有効に純額決済できること」の具体的内容をどのように解するかは、いつでも純額決済できることが要求されるのか、倒産法上も有効でなければならないか、さらに双方債務の存在を前提とするか(あるいは二当事者の双方債務に限らず三者間以上の関係においても認められるか)といった点をどのように捉えるかによって異なってくると考えられるが、その組み合わせとしては以下のように整理できよう⁴¹。

⁴⁰ なお、これらの規定とは別に、破産法、会社更生法ともに、債権者からの相殺権の濫用を防ぐために、 民法の定める相殺の要件を満たす場合でも一定の場合には相殺を禁止する旨の規定を置いている(破産法 104条、会社更生法 163条)。

⁴¹ ここでの整理は、弥永 [1998a] p117-118 を参照している。

倒産法上の有効性	純額決済のタイミング	双方債務の存在
	いつでも	必要(2者間取引のみ)
必要		不要(三者間以上取引可)
	将来の一定時	必要(2者間取引のみ)
	(倒産時など)	不要(三者間以上取引可)
	いつでも	必要(2者間取引のみ)
不要		不要(三者間以上取引可)
	将来の一定時	必要(2者間取引のみ)
	(倒産時など)	不要(三者間以上取引可)

これらについて、前述した貸借対照表の役割に立ち返って考察した場合、 企業が晒されているリスクと将来のキャッシュ・フローをより的確に反映す るべきであるという観点からは、純額決済が倒産法上も有効なものでなけれ ばならないと考えられる。次に、タイミングについては、保守的には報告当 事者がいつでも純額決済できることが必要となろうが、将来の一定時におい ても純額決済できるならばこれが企業が晒されているリスクと将来のキャッ シュ・フローの見積もりに影響するため、相殺の意図がある限り、こうした 場合も相殺表示を認めるべきであろう。

また、双方債務の必要性については、相殺表示の対象負債の債権者が、相殺表示の対象資産以外の財産からは弁済を受けることができず、また、当該対象資産についても当該対象負債への弁済以外に用いることができない場合、すなわち、相殺表示の対象負債と対象資産が完全に紐付けられており、かつ当該資産と負債が同時に同額で消滅することが倒産法上も有効である以上、相殺表示を行うことにつき支障はないと考えられる。このように考えると、資産と負債が確定可能な金額において個別紐付きの関係にある場合には、有効に純額決済できるものとして、二当事者の双方債務の関係に限らず、三者間以上の関係においても、相殺表示が認められるべきではないかと思われる。これは、現在の国際的な会計基準の考え方と異なってはいるものの、報告当事者の意図を反映し利害関係者への影響を考慮しても考えうる要件と思われる。また、こうした扱いにより、より適切に企業が晒されているリスクと将来のキャッシュ・フローを反映できるものと思われる。

以上から、相殺表示の要件としての「有効に純額決済ができる場合」の程度・内容について私案を提示するとすれば、対象資産と対象負債がいつでも 純額決済できる状態である必要はなく、将来の一定時期あるいは一定事由が 発生した際に純額決済可能とされていればよいものの、それは倒産法上も有 効でなければならない。かかる要件を満たすものであれば、法定相殺や約定 相殺といった実体法上の相殺権を有する場合に限らず、対象資産と負債が紐 付きであり対象となる金額が確定できる場合には、二当事者の双方債務に限らず三者間以上の関係においても認められるべきと考えられる。すなわち、 上図でいうと網掛部分ということになろう。

この点、JICPA 論点整理では、相殺が法的に有効であることとされているが、それは倒産法上も有効でなければならないのか、いつでも有効でなければならないのかは必ずしも明確ではない。また、JICPA 論点整理では同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務に限っているものの、三者間以上の関係においても、倒産法上も純額決済が有効で、報告当事者に純額決済の意図がある場合に相殺表示を行わないことは、かえって報告当事者の資産負債を過度に表示することにつながると言えよう。

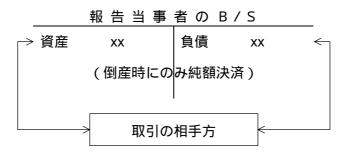
VI. 具体的検討

以下ではいくつかの事例を掲げ、具体的検討を行う。

1 一括清算ネッティング契約の存在するケース

(1) 問題の所在

「一括清算ネッティング」とは、基本契約書の定めに基づき、デリバティブ取引等を行っている当事者の一方が倒産等の一定の事由が発生した場合に、当該基本契約書に基づくすべての取引(履行期や通貨等を異にするものを含む)を事由発生時における時価に引き直すことで一括して清算し一本の債権にすることをいう。一括清算ネッティングは、いつでも純額決済できるわけではないが、相手方の倒産時には純額決済できることから、こうした契約が倒産法上も有効であれば、報告当事者に純額決済の意図がある以上42、相殺表示が認められると考えられる。



(2) 法的有効性について

この点、「オブリゲーションネッティング(ノベーションネッティング)」⁴³ は、前述した段階交互計算(注 35 参照)に該当するとして従来から倒産法上の

⁴² こうしたネッティング契約を締結している以上、報告当事者に相殺の意思はあるものと考えられる。

⁴³ 取引の両当事者間で履行期や通貨を同じくする複数の債権債務関係が発生するような場合、新たな債権 債務関係の発生毎に債権債務の差引きを行って当該履行期に履行すべき債権債務を一本のものとしていく こと(この点については、例えば日本銀行金融研究所[1995]p90、山名[1998]p17 参照)。

有効性に疑いがないとされていた。これに対して、一括清算(クローズアウト)ネッティングについては、その倒産法上における法的有効性については疑問視する見解もあったが、前掲昭和 45 年判決(注 39 参照)による相殺法理等に準拠した新堂幸司東京大学名誉教授の見解⁴⁴など、倒産法上の有効性を肯定する考え方が一般的とされている。さらに、現在に至るまで判例がなく、あくまで解釈論にとどまっていた状態から、 . で述べた一括清算法の制定により、一括清算ネッティング契約の倒産法における有効性が法律上明文化されている⁴⁵。同法によって倒産法上の有効性が明確化された一括清算ネッティング契約の対象には、ISDA 等のマスター・アグリーメントにおけるオフバランス取引のほか、有価証券貸借及びその担保取引(いわゆる日本版レポ取引)も含まれている。

なお、預金等の場合⁴⁶や契約当事者の双方がいずれも金融機関等でない場合や、 差押等一括清算法上の一括清算事由以外の事由に基づいてネッティングを行う 旨の合意をする場合などは、一括清算法の対象とする特定金融取引には含まれ ないが、一括清算ネッティング契約の効力は、前述のように、一括清算法の存 否にかかわらず、一般的には倒産法上も有効であると解されている。また、三 当事者間以上の関係における多数当事者間(マルチラテラル)ネッティングに ついても、倒産法上有効であると解されている⁴⁷。

(3) 一括清算ネッティング契約と会計上の相殺表示について

このように、一括清算ネッティング契約は、いつでも純額決済を可能とするわけではないが、倒産法上の有効性が認められることから、私案に従えば会計上の相殺表示が認められることになる⁴⁸。また、多数当事者間ネッティングについても倒産法上有効と認められていることを前提とすれば、これを締結している当事者間における債権債務についても相殺表示が可能と考えられる。

_

⁴⁴ 新堂[1993]、新堂・佐藤[1996] p136-174 参照。

⁴⁵ 山名[1998]p18-20 参照。

⁴⁶ 最近では国際デポジット・ネッティング契約 (IDNA) により預金等のオンバランス取引も含まれているようである。これについては、例えばヒルス[1998]、田中[1999]参照。

⁴⁷ この法律構成としては、事前の合意により、 支払停止等の事由発生を停止条件とする二当事者間の一括清算がなされ、 マイナスの地位を有する者に、プラスの地位を有する当事者の倒産者に対する将来債権を停止条件付で譲渡し、 この際、当該債権譲渡につき予め通知または承認を行っておくことにより、マイナスの地位を有する当事者も譲受債権を自働債権として対等額で清算できると考えられている(これについては、新堂・佐藤[1996]p256-280 参照)。

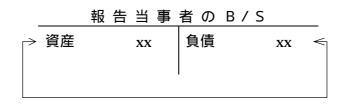
⁴⁸ なお、私案と異なり、「いつでも純額決済できる」ことを要件とする場合でも、デリバティブ取引のように時価評価された結果の資産負債については例外的に相殺表示が認められると考えるか否かは、別途検討の対象となろう。JICPA 論点整理においては、このような例外を認める考え方を示している。

2 自己の債務を取得したケース

(1) 問題の所在

自己株式については、よく知られているように資産とする考え方と資本控除とする考え方がある。現状わが国では、商法規定(計算書類規則第12条1項、22条の2)に従い、消却目的以外の事由(ストック・オプションの付与等)で取得した自己株式は、貸借対照表上、取得価額をもって資産に計上され、保有有価証券の評価基準に従うとされている⁴⁹。これに対して会計理論上は、取得した自己株式を資本の部から控除する形式で表示することが主張されている⁵⁰。同様に、自己社債や自らの債務が対象とされた流動化商品の購入についても

同様に、自己社債や自らの債務が対象とされた流動化商品の購入についても 資産性の有無がポイントとなり、資産性がなければ負債控除となるため相殺表 示の問題は生じない。但し、わが国における現行の会計実務上は、これらに資 産性があるものとして処理しているため、資産としての自己社債等と負債とし ての社債等の相殺表示が認められるかが問題となる。



(2) 自己の債務を資産として取得した場合の会計上の相殺表示について

自己社債は、対象となる資産と負債の帰属が同じ自分自身であるという点で、相殺表示を考える取引形態が他の場合と異なることが特徴的である。この点、前述の私案に従えば、双方債務が存在していなくても、対象資産と負債が紐付けられていることにより純額決済がなされることが予定されている場合で、かかる純額決済が倒産法上も有効とされる場合には、相殺表示のために必要な「有効に純額決済できること」といった要件を満たすと考えられる。ここで、自己社債については資産負債の当事者自らが倒産した場合には混同として純額決済される性格のものであるため、会計上、資産として処理されると解される場合であっても、報告当事者が純額決済の意図を有している場合には、買入償還(消

_

⁴⁹ 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第2号「自己株式の会計処理」(1998年7月6日)

⁵⁰ 例えば、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」(1951年)、連結財務諸表原則注解21参照。これは、株式の発行が払込資本を増加させるのに対し、その反対取引である自己株式の取得が資産をもたらすというのは、非対称的であり論理的に一貫しないということによる。さらに、自己株式は通常、議決権、配当請求権、残余財産分配請求権などの株主の権利は否定されており、また、自己株式が売却可能であるといっても、自己株式の売却に代えて未発行株式の発行も可能であるが一般に未発行の授権資本に資産性は認められていないため、自己株式は資産ではないものと考えられている(この点については、例えば大日方[1994]p221-226参照)。

却)などの手続を行わなくとも、資産としての自己社債と負債としての社債の 相殺表示は認められると考えられる。

また、借入金や買掛金のような自己の債務が取得された場合についても自己 社債の取得と同様に考えられよう。これに対して、自己の債務を対象とした流 動化商品の購入については、 資産の相手先が、相殺表示を考える他の取引形 態と同様に、自分自身とは異なること⁵¹、 自己の債務が流動化されていると は知らされず、かつ、対象とされた流動化商品の中味についても自己の債務と 知り得ない場合(例えば、業種や格付け等の情報のみ知りうる場合)があるこ となど、必ずしも自己社債等と同様に考えることは困難であり、対象資産と負 債が相対する通常の場合と同様のものとして相殺表示の可否を考えることにな ろう。

3 ノンリコースローンのケース

(1) 問題の所在

ノンリコースローンとは、債務者が支払不能の場合に特定の資産等からのみの支払を条件とする借入である。従って、法的には借入(債務)の形式をとる取引であるが、当該借入は特定の資産等と個別紐付きになっており、借入者(債券発行の場合も考えられ、この場合には発行者)の純資産には影響しない。ノンリコースローンの会計処理としては、オフバランス化が認められるかの議論 52 も考えられるが、オフバランス化が認められなくとも相殺表示が認められればノンリコースローンは貸借対照表には計上されない53。そこで、相殺表示の

-

発行者とその関係会社は担保についての将来の経済価値を放棄していること。すなわち、

- (a) 担保の差替、買戻の権利義務を有していないこと
- (b) 担保に対して残された見積残余持分がある場合、それが名目的(nominal)であること(実務上は、担保の時価の1%から2%程度と解釈されていた)

発行者とその関係会社は将来的に一切支払が要求されないこと。すなわち、

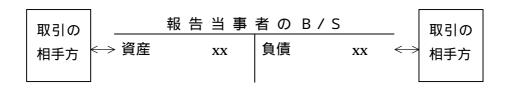
- (a) 投資家の元利金に対して二次的にも債務を負わないこと
- (b) 担保資産からの回収による通常の支払以外に、期限前償還を要求されないこと

⁵¹ もっとも、その相手先は特別目的事業体 (SPE)であることが多い。

 $^{^{52}}$ 法的には担保付借入である CMO (Collaterized Mortgage Obligations) 取引に関して売却処理の会計処理を定めた FASB Technical Bulletin (TB85-2)は、SFAS 第 125 号により 1997 年以降の取引についてはその適用が廃止されたものの、従来の米国の会計実務においては CMO 取引のみならず法的に借入の形式をとる他の類似取引にも適用されていたとされる(例えば、小宮山[1993] p33、52 参照)。 TB85-2 は、相殺表示の基準ではなくオフバランス化(認識の中止)に関する基準ではあるが、以下をすべて満たした場合、すなわち、ノンリコースであることを売却処理のための条件としておりリスク及び経済価値の留保がなければ資産認識の中止を認めるという考え方を採っていた。

⁵³ 例えば、米国基準ではレバレッジド・リースの場合のノンリコースローンについては相殺表示が認められている。すなわち、直接金融リースの要件のすべてを満たし、かつ、レンダーが賃貸人に行うローンがノンリコース(レンダーはリース資産および関連する未収賃貸料についてのみリコース権を行使することができ、賃貸人の一般債権についてはリコース権をもたない)で、当該ローンが賃貸人にとって実質的な

可否が問題となるが、このような契約を締結している以上、純額決済の意図は有していると考えられる。また、有効な純額決済ができるかどうかであるが、私案に従えば、双方債務がない場合、すなわち、対象となる資産と負債の帰属が同じ相手先でない場合であっても、対象資産と負債とが紐付けされており純額決済が予定されている場合であって、かかる純額決済が倒産法上も有効とされる場合には、相殺表示が認められることになる。この点、ノンリコースローン契約の内容からしての要件については満たされると考えられることから、ノンリコースローンについて相殺表示が認められるかどうかは、結局、当該純額決済が倒産法上も有効かどうかによると考えられる。



(2) 法的有効性について54

上述のようなノンリコースローンは、実務上、責任財産限定の特約付ローンとして考えられている。それは、債権者の引当財産が特定の資産に限定され、責任財産以外の資産に対して強制執行を申し立てる権利を予め放棄する特約である。この点については、民事執行法上、執行対象財産限定の合意の有効性は広く認められていることから、個別執行においてそうであるならば、包括執行である破産手続においてもその法的効力は認められると考えられているようである。この理由としては、この合意は双務契約ではないので相手方や管財人は破産の事実のみでこの契約から離脱することはできないと考えられること、実質的にこの合意は当該債権者にとって不利益な特約に過ぎず他の破産債権者に何ら不利益をもたらすものではないことが挙げられる。

なお、特約には、償還期限における債権の未償還金額が当該責任財産額を超過する場合に債権者は残債権を放棄する合意も含まれる。これは実体法上の(確定期限付・停止条件付)債権放棄の合意と見られ、原則的には適法と解されている。このような合意の効力を破産手続においても主張できるかどうかは議論のあるところだが、主張できると解し得れば破産宣告により期限の到来が擬制され(破産法 17条参照)、その時点で未償還金額が責任財産を超過していれば、条件が成就して残債権が実体法上消滅することになる。従って、報告当事者に破産宣告がなされた場合、責任財産限定特約を付した債権を有する債権者は、

レバレッジが十分に効いている場合、当該リース取引は「レバレッジド・リース」とされ、賃貸人は、総額によらずレバレッジド・リース取引にかかる投資額からレンダーから受けたノンリコースローン額を差し引いた金額によって投資額を計上する(SFAS 第 13 号パラグラフ 42、43)。

⁵⁴ ここでの整理は、日本銀行金融研究所[1998]p89-91、小野[1998]p41-42、山本[1998]p124-129 を参照している。

債権額または限定責任財産の額のいずれか小さい方の額の限度において破産債権者となるのではないかと考えられている。会社更生手続の場合においても、破産の場合とほぼ同様の議論となる見解が示されている⁵⁵。

(3) ノンリコースローンと会計上の相殺表示について

このように、ノンリコースローンは、対象となる資産と負債の帰属が同じ相手先ではないという点で、相殺表示を考える取引形態が他の場合と異なることが特徴的である。但し、これは報告当事者が倒産した場合にも特定の資産のみからの支払を条件とする借入であり、その効力が倒産法上においても有効と解しうる場合には、私案に従えば会計上の相殺表示が認められるものと考えられる⁵⁶。

この点、ノンリコースローンと同様に、関連する資産と負債が同じ相手先ではないデット・アサンプションやキャピタル・リースについては、当該資産と負債との間に密接な関連性がある点で類似するが、負債の返済が当該資産のみならず報告当事者の他の一般財産からも弁済を受けることができるという点で大きく異なっている⁵⁷。このように倒産法上の扱いも含めて法的に有効に純額決済できるか、また、対象となる金額が確定できるかなどの問題があるため、これらの場合には関連する資産と負債の相殺表示はできないものと考えられる⁵⁸

VII. おわりに

1997年6月に企業会計審議会から公表された「論点整理」においては、フリー・フェア・グローバルの観点から、市場原理が働く自由で透明かつ信頼できる国際的な市場になるよう改革を図るという基本的認識に立って金融商品に関わる会計処理基準を検討するとされていた。この中には、これまで金融商品に関わる包括的な会計基準がないため新たな金融商品の開発過程においてそれが企業会計に与える影響を予見できず、これが金融商品の開発の促進を妨げているとの指摘も踏まえ、包括

_

⁵⁵ 日本資産流動化研究所[1998]p95-p97 参照。

⁵⁶ 特に、わが国の会計処理として、土地信託を行い信託にて借入れにより建物を建設した場合、受益者(通常は委託者と同じ)の会計処理として、当初委託時の土地の簿価額のみの計上でよいか(いわゆる純額法)、当該借入と建物も計上する必要があるか(いわゆる総額法)が議論されているものの、当該借入がノンリコースのローンの場合には、報告当事者自らが借入者ではなく倒産隔離された信託が借入者となり、かつ、報告当事者の他の財産に影響が及ばないため、純額法の方が妥当であろう。

⁵⁷ 資産側を財産利用権等どのように考えるかという問題はあるが、リース資産の返却をもってリース債務の返済が免れるわけではない点を強調すれば、ノンキャンセラブルのリースについてはフルペイアウトではなくとも、リース料支払義務を負債に計上する余地が生じる。

⁵⁸ この点、キャピタル・リースはオンバランス化した資産と負債を独立に評価するがそれらを相殺したネットに意味はなく、また、デット・アサンプションについては報告当事者による資産の拘束性が強いためオフバランス化が認められていないのではないかとする指摘もある(斎藤[1998]p9-10 参照)。

的な基準のあり方を検討するという見解も含まれていた。

この点、「金融商品意見書」では取り上げられていなかった相殺表示の問題が、 JICPA 論点整理においては示されているものの、その内容は現状必ずしも明確ではない。本稿は、相殺表示の要件を整理し具体的な取引について検討したものであり、 わが国における会計制度の考察において役立つことができれば幸いである。

以上

【参考文献】

- 秋葉賢一、「講演録 金融資産のオフバランス化会計問題」『SFI 会報資産流動化研究 Vol. 』、日本資産流動化研究所、1998 年 9 月
- _____、「オフバランス化取引の会計 金融資産の証券化・流動化を中心に」『Credit & Law』、No.108、1998 年 9 月
- _____、古市峰子、近暁「企業会計情報の有用性と財務諸表の役割 金融資産の時価 情報とキャッシュフロー情報を中心にして - 」、Discussion Paper No.98-J-31、 日本銀行金融研究所、1998 年 12 月
- 伊藤邦雄、『会計制度のダイナミズム』、岩波書店、1996年
- 大塚宗春、「リスクの管理と会計」『会計』第151号第1号、森山書店、1997年1月
- 太田善之、「会計における「相殺」思考」『会計』第152号第1号、森山書店、1997年7 月
- 太田康広、「オフバランス問題と実質優先ルール リースと金融派生商品の相違点」『税経通信』Vol.51 No.14、税務経理協会、1996年11月
- 大日方 隆、『企業会計の資本と利益』、森山書店、1994年
 - 、「金融投資のリスク開示と利益計算」『会計』第149巻第6号、森山書店、 1996年6月
- 小野 傑、「証券化・流動化における主要な法律上の論点と関連する近時の立法」『資本市場』、No.159、1998年11月
- 『会計学大辞典 第三版 < 増補版 > 』、番場嘉一郎編集代表、中央経済社、1993年 『銀行の時価会計の実務』、百瀬 功 編、金融財政事情研究会、1998年
- 神田秀樹、『セキュリタイゼーション』第5章、金融財政事情研究会、1993年
 - 、「一括清算法の成立」『金融法務事情』、1998年6月15日号
- COFRI、 『年金会計をめぐる論点』、企業財務制度研究会、1997年7月
- 黒川行治、「年金基金資産・負債のオンバランスの論理」『JICPA ジャーナル』、No.507、 日本公認会計士協会、1997 年 10 月
 - 、「退職給付会計基準の論点」『企業会計』Vol50 No.1、中央経済社、1998 年11月
- 古賀智敏、『デリバティブ会計』、森山書店、1996年
- 国生一彦、「デリバティブ・ネッティングとデポジット・ネッティングの法律 銀行取 引法のなかでのネッティングの位置づけ」『銀行法務21』No.555、1998年11月 号
- 小宮山賢、『セキュリタイゼーション』第2章、金融財政事情研究会、1993年
- 斎藤静樹、『企業会計 利益の測定と開示』、東京大学出版会、1988年
 - 、「財務会計における認識領域の拡大 統一論題によせて」『会計』 森山 書店、第153巻第2号、1998年2月
- サイモン・ヒルス、「国際デポジット・ネッティング契約 銀行間市場におけるその利用 」 『金融』1998年9月
- 佐藤信彦、「資産と負債の確認と相殺表示 FASB等の公式見解を中心にして 」『経 営行動』第6巻第4号、1991年12月

- 、「資産と負債の概念的依存性と貸借対照表表示 オフバランス取引の両建て表示と相殺表示 」『産業経理』第52巻第2号、1992年7月
- 、「取引概念再考 簿記会計上の取引概念と認識 」『経理教育ジャーナル』 通巻No.174 VOL.20 No.2、1999年 2 月
- 嶌村剛雄、『会計学一般原理』、白桃書房、1989年
- 新堂幸司、「スワップ取引の法的検討(上)」『NBL』533号、1993年
 - ・佐藤正謙、『金融取引最先端』、商事法務研究会、1996年
- 須田一幸、「会計情報開示のベネフィットとコスト」『会計』第146巻第5号、森山書店、1994 年11月
 - 、「社債投資家保護と原価主義会計」『企業会計』Vol.47 No.1、中央経済社、 1995年1月
- 高須教夫、「FASBにおける資産・負債概念」『貸借対照表能力論』土方久編著、税務 経理協会、1994年
- 高月昭年、『改正外為法-新法の要点と実務への影響』、きんざい、1997年
- 武田隆二、『最新 財務諸表論 第5版 』、中央経済社、1995年
- 田中輝夫、「国際デポジット・ネッティング契約の概説」『金融法務事情』No.1542、 1999年 3 月25日
- 田中建二、『オフバランス取引の会計』、同文館、1991年
- 田原睦夫、「ファインス・リース契約と会社更生手続」『金融法務事情』No.1425、1995 年7月25日
- 日本銀行金融研究所、『新版 わが国の金融制度』、1995年
 - 、『金融取引における受認者の義務と投資家の権利』、1998年
- 日本資産流動化研究所、『平成9年度 資産流動化と投資家保護に関する調査報告書』、 1998年
- 服部栄三、『商行為法講義』、文真堂、1976年
- 藤田友敬、「会社法と債権者保護」『商法会計に係る諸問題』、企業財務制度研究会、 1997 年 3 月
- 古市峰子、「年金基金を巡る法律関係と会計処理との整合性について」、Discussion Paper No.99-J-9、日本銀行金融研究所、1999年4月
- 前田 庸、『商法総則・商行為法 *商法講義(1)*』第3編第4章、上柳克郎・北沢正 啓・鴻常夫・竹内昭夫編、有斐閣双書、1980年
 - ・神田秀樹、「 < シンポジウム > オブリゲーション・ネッティングについて」 『金融法研究・資料編(6)』、1991 年
- 弥永真生、『企業会計と法』、新世社、1995年
 - 、『デリバティブと企業会計法』、中央経済社、1998 年(1998a)
 - 、「企業会計法から見た金融商品」『JICPA ジャーナル』、No.520、日本公認会計士協会、1998 年 11 月 (1998b)
 - 、「倒産処理手続における一括清算条項の取扱い」『倒産手続と担保権・否認権・相殺権の諸問題』、塩崎勤・高木新二郎編、経済法令研究会、1999 年、
- 山名規雄、「一括清算ネッティング法の概要」『金融法務事情』No.1520、1998 年 7

月

- 山本和彦、「債権流動化のスキームにおける SPC の倒産手続防止措置」、『金融研究』 第 17 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、1998 年 5 月
- Basle Committee on Banking Supervision、International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards、1988 年 7 月
- FASB、 Qualitative Characteristics of Accounting Information, Statement of Financial Accounting Concepts, 1967 (『FASB 財務会計の諸概念』平松一夫・広瀬義州訳、中央経済社、1994年)
- FASB、The IASC-U.S. Comparison Project: a report on the similarities and differences between IASC Standards and U.S.GAAP、1996年
- Frank Minter、 Handbook of accounting and auditing 1996 edition, Warren, gorham and lamont、 1996 年